

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第4号

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成28年亀山市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
[条を削る。]	<p><u>（特定任期付職員業績手当）</u></p> <p><u>第4条 条例第7条第4項に規定する特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員（条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。次条において同じ。）の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</u></p> <p><u>第5条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定</u></p>

<p>第4条 [略]</p> <p>第5条 [略]</p> <p>第6条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、初任給規則第8条中「第16条第1号又は第2号」とあるのは、「<u>亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成28年亀山市規則第17号）第4条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第7条 [略]</p>	<p><u>任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し、特に顕著な業績を挙げたと認められる者に対し、当該基準日の属する月の亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年亀山市規則第28号）第21条に規定する期末手当の支給日に支給することができる。</u></p> <p>第6条 [略]</p> <p>第7条 [略]</p> <p>第8条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、初任給規則第8条中「第16条第1号又は第2号」とあるのは、「<u>亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成27年亀山市規則第17号）第6条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第9条 [略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。